

○議長（吉田敏郎）

日程第５ 議案第５２号 工事請負変更契約の締結について（開成町新庁舎建設工事）を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町新庁舎建設工事の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは議案を朗読いたします。

議案第５２号 工事請負変更契約の締結について。

開成町新庁舎建設工事について次のとおり請負変更契約を締結する。

１、契約の目的、開成町新庁舎建設工事。

２、契約金額、一金２４億９千９７６万３千４００円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税１億８千８２６万３千４００円。

３、契約工期、平成３０年７月２５日から令和２年１月３１日。

４、契約の相手方、神奈川県横浜市中区長者町六丁目９６番地２、大成建設株式会社横浜支店常務執行役員支店長、寺本剛啓。

令和元年１１月５日提出、開成町長、府川裕一。

資料を御覧ください。開成町新庁舎建設工事に伴う変更内容でございます。

まず、契約工期の変更といたしまして、平成３１年、言いかえますと令和元年１１月２９日までとしていた工期を令和２年１月３１日に変更いたします。

工事概要については、大きな変更がございませんが、個別案件について生じた変更につきましては、次ページに２、契約金額変更理由内容等としてまとめてございます。

契約金額変更理由内容等です。

１、レイアウト変更、対象としましては、防災無線室等になります。

２、壁・庇の構造による変更。庇のプレキャストコンクリートの形状変更等でございます。

３、構造、形状及び仕様の変更、木格子天井の安全性向上のための構造化、輻射パネル冷温水配管ルート等変更及び設備機器仕様変更等でございます。

４、着工後に判明した事項による変更。オイルタンクの躯体追加、発動発電機屋内貯蔵所躯体新設及び給水引き込み配管変更等、こちらにつきましては、着工後に所感にある小田原消防署と協議の結果、変更することとなったものでございます。

５、外構工事変更、新庁舎及び町民センター前外構工事変更。

6、別途工事対応のための変更、太陽光パネルコンクリート基礎の変更等。

7、施工者提案による変更、各室の床、壁及び巾木仕様の変更等。

8、経費としまして、上記変更に伴う経費の変更です。

3、契約工期変更理由です。処々の変更を行ったことや、天候不順等の影響により建物建設に要する時間が当初予定したより多く必要となっていました。その完了後に行う外構工事の着工が困難になってしまったことから、工期を延長し、対応を図るものでございます。

ただし、庁舎本体につきましては、11月25日の工事完成検査を経まして、同29日には、鍵の引き渡しを行う予定でございます。

4、事業費について、平成31年開成町議会3月定例会議においてお認めいただきました変更契約額23億1千587万6千400円に、今回の変更契約額を合わせまして24億9千976万3千400円とするものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明は終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本研一です。今の説明で、内容を見ますとなぜ事前に分からなかったのかなという感じがするのですが、特に着工後に判明した事項を消防署との関係とかという話は、事前に調整ができていなかったのか。全体的に今のこの新庁舎、町民の皆様から見ると高い金額だという印象がある中で、次から次へと引き上がっていくということに関しては、非常に抵抗があるのではないかなと。やはり一つ一つが内容が明確になっていて、どうしてもという内容なのかどうなのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、山本議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず全体として申しあげますと、こちらのほう、変更契約が生じるには理由がございます。これは公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条1項5号において、発注者の責務として、設計の変更に伴い必要となる請負代金の額の変更、これはしなければならないという、きちんとした決まりがございます。この中で、どういう場合をこれの適用するのかということによりますと、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計上はこうであろうという形で設計をしたのですけれども、現場工事を進めていく中で必ずしも設計どおりにならない場合、それからもう一つは、設計図書に示されていない施工条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合、ただいま山本議員の御質問にあった、いわゆる消防等の協議の関係がこれに該当すると考えてございます。

この具体的な内容ですけれども、一つは、まず設備等の配置や、仕様の詳細が決定した後に、そもそもオイルタンクについては、後に仕様が確定をして、その時点で設計変更をして、工事を進めていくということで、こちらは実は想定済みの部分です。ただ、もう一点、約3千830円ほど増額の原因になったものとして、発動発電機の屋内貯蔵所の躯体の新設というものがございました。こちらについては、ただいま御発言がありましたとおり、所管の小田原消防とは、事前相談という形で、ある程度の図面を持って、当然調整はしてまいったわけでございます。しかしながら、いわゆる詳細設計が確定して、他の設備の配置を含め、協議をしていく中で、事前相談時と比較して、こちらから申しあげますと、安全面に対する指摘というのは大変多岐にわたるものになってございました。

一例を申しあげますと、発電機の設置について、隣地境界線からの離隔を十分に確保すること。最低の距離は当然当初の予定でとっておったわけですから、敷地がそれだけあるのであれば、より十分な離隔を取ったらいかがでしょうかというような御提案があったこと。それから騒音対策、そして万一の場合の燃料流出による河川汚濁防止、これはあの油分の分離室を設置することによって、雨水排出時の油の流出の防止の対策を取ってくださいということで、後になって、御指摘を受けたというところでございます。

また、最終的には発電機の設備の寿命延伸を考慮しまして、やはり建屋を築造して、雨風をしのいだほうが寿命が延びるのではないかなというような御指摘もございましたので、そのような形で対応するとしたものでございます。こういったものについては、結果的には雨風をしのぐことができて、非常時に安定した稼働が望めるという意味では、結果的には意義がある変更になったというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今の説明で法律や条例に基づいて、必要な工事だということはよく理解できましたけれど、なぜ、事前に分からないというか、普通、一般的に言えば、家庭で家を建てるときでも、こんなに次から次へと変更というのはないと思うのですけれど、何かこの辺のチェック機能というか、きちっと事前の予測ができなかったのかなというのは、非常に疑問に思っているところなので、この辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それではただいまの山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。議員おっしゃるとおり、当初から完璧な設計と完璧な金額をはじき出せれば、それは一番良いわけですけれども、いわゆる工事において、避けて通れないのは設計変更というものでございまして、工事が当初の設計どおりに最初から最後まで行くということは、こう

いった大型事業の場合には大変まれなケースでございます。コンクリートのボリュームが増える減る、あるいは部材が変更になるといったことで、どうしても変更が生じるわけでございます。

先ほど申しあげましたように、いわゆる最低限の部分で建物を建てていくのか、騒音も、当然御案内のようには何デシベル以上になると、これ騒音防止条例にかかりますので、そのギリギリの線で建てるのか、より以上に騒音を防止する対策をとるのかということからすれば、消防等の協議も兼ねた中で、やはり近隣の方に御迷惑をかける形で、費用がかかっても、より安全なもの、あるいはより皆様に御迷惑をかけないような施設をつくっていきたいということから、このような形になっているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。3回目ですから最後にしますが、具体的な内容については丁寧に説明いただいたので、分かったような、分からないようなのが本音なのですが、この辺の町民の皆さんに対する理解を求める活動と言いますか、PRはどのようにされるつもりなのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。町とすれば、金額が幾らから幾らになりましたということよりも、今こういうものをやっていると。先ほど言いました非常用の設備については、昨今の大雨のような状況からすれば、やはりしっかりと高い位置にしっかりと囲いをつくって、こういうものをつくりましたという形で、こちらのほうで実行しましたことについて、しっかりとホームページ等を通じまして、現在も当然示しをさせていただいております。今後も、適切なタイミングで、適切な形で、御案内を差し上げたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。契約工期は1月31日まで延びるということですが、引き渡しは11月29日ということで先ほどお話がありましたが、これはレイアウト変更などの室内の工事は、引き渡しまでには全部終わるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをさせていただきます。先ほど申しあげましたように、11月29日に鍵をいただくということは、建物そのものが町のものになります。以降、当然、小さい変更等は生じるわけですが、例えば、LANの設備であるとか、そういうものについて、いわゆる大成建設の工事でない部分、こういうものについては、まだこれから行われます。いわゆる建物躯体としては、29日で受け取りをさせていただいて、それに伴う外構は1月まで、同じく大成建設がやっていくということで、この実は契約の中身は、建物と外構と実は細かく分かれてございますので、その意味で、一括の契約としては延長となりますけれども、建物の工期としてはおさまっているというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

はい、理解いたしました。それに伴って、供用開始の日程は変更なくできるという認識で、それもよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをさせていただきます。もちろん何かあればということを除いて、今までの予定どおり、令和2年5月7日、連休明けに正式供用開始ということで、予定の変更はございません。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。ちょっと細かい数字で恐縮ですが、今回のこの変更に伴う経費が全部で1億4千200万あるのですが、これに対して2千477万円という経費、17%というのは、ちょっと高いのではないかと思うのだけど、ちょっと詳細の説明を求めます。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。それぞれ経費率というのは全然違ってございまして、経費変更にならない部分もございまして、変更なる部分もあります。経費については、そういう意味でいいますと、ただいま議員の御発言は、平均値で申されていると思うのですが、全体として本当に細かいお話になるので、御説明は難しいのですが、それぞれの内容によって経費率は違ってまいりますので、いわゆる平均値としての数字だというのが、お答えが一番正しいのではないかというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

5 番、茅沼議員。

○5 番（茅沼隆文）

茅沼です。なかなかちょっと分かりにくいのですが、大体平均すると、この庁舎建設に伴う経費、合計で、ざっくり言ってしまうと、この17%もかかっていなかったように思うのだけれど、これだけは特別に係る要素があったということで理解していいのかしら。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。まさにものによって、違うわけですし、この経費率と外構のいわゆる土木工事の経費率、全く違いますので、全体としてという、ただいまのお答えが一番分かりやすいのですが、詳細をとということであれば、大変申しわけありませんが、後ほど一つ一つパーセンテージを示した上で、改めて御説明させていただきます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

2 番、佐々木議員。

○2 番（佐々木昇）

2 番、佐々木昇です。これだけ変更があつて、設計変更というのが出たのかどうか。その設計変更の費用というのは、今回は出ていないのか、出ているのだったら、ちょっとこの辺、どのようになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをさせていただきます。ちょっと私のほうも、もう一度改めて申しあげますと、これは議案とすれば、請負代金の変更なのですが、我々のほうの捉えというのは、設計変更に伴い、必要となる請負代金の額の変更ということです。したがって、勝手に代金を変えているのではなくて、設計変更をした上で、それに伴って、当初の契約ではそこにおさまらないので、必要な分、あるいは不要な部分があったので減額という形でやってまいります。この部分について、実施設計をした側の仕事の中で行われるものですから、この部分について、別途、設計品を発生するということはございませんので、それに関しては、お答えとしてはないということになるかと思います。

○議長（吉田敏郎）

2 番、佐々木議員。

○2 番（佐々木昇）

分かりました。あと一つちょっと細かいことで、7 番、施工者提案による変更ということで、各室の床、壁及び巾木仕様ですか。この辺を変更されて、マイナスになっ

ておりますけれども、この辺は金額の調整になっているのか。実際に本当にこの変更が庁舎建設として必要なものだったのか、ちょっとその辺だけ、確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。先ほど来から、お話がありましており、なるべく建設に係る費用自体は抑えたいという思いがございましたので、一例を申しあげますと、例えば4部屋あって、それぞれがバラバラの、いわゆる意匠というのですかね、床材であるとか、巾木を別のものを使おうと思っていたものを、例えば、1種類のものによって、若干の経費の削減ができたり、言い方は非常に難しいのですが、その場所については、こんな良いものを使う必要はないのではないかと、十分同程度で、もう少し安いものがありますよと、こういったような御提案であるとか、あるいはそれぞれ長さであるとか、大きさであるとか、本当に細かいところを施工者から御提案をいただきまして、こういった形で減額という部分の中には含まれているというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第52号 工事請負変更契約の締結について（開成町新庁舎建設工事）、現案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立多数によって、可決されました。